

複数年にわたる業務委託へのスライド条項 (賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)の一部改正について

現在当局では、複数年にわたる業務委託契約において、スライド制度を導入しております。

この度、スライド制度の事務改善のため、様式等の改正を行いましたので、令和6年以降に入札公告等を行う契約については、変更後の様式を使用していただきますようお願いいたします。

1 主な改正点

基準日の1か月前より請求可能となります。

2 制度概要

複数年にわたる業務委託において、最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入します。

3 対象契約

履行期間が1年を超える委託契約のうち、直接人件費の割合が高い契約で、次の5業種を対象とします。

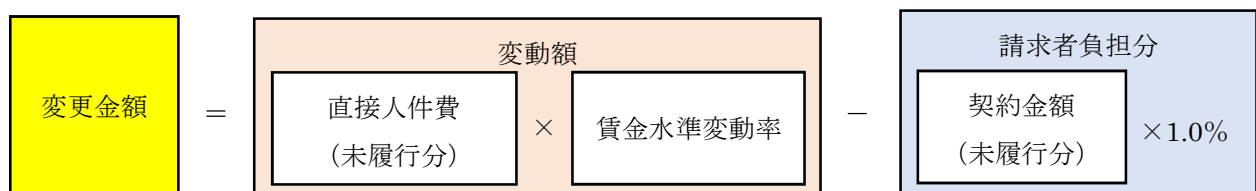
建築物清掃、警備（機械警備を除く）、事務関連、給食、施設の運営・管理

(対象となる契約は、公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書を添付し、当該特記仕様書において、連動する賃金水準及び変更金額算出方法を明示しています。)

4 契約金額の変更の考え方

最低賃金等に一定以上の変動がみられ、履行開始日から12か月経過した日以降を**基準日**とし、未履行分の金額のうち「直接人件費」に相当する額に「賃金水準変動率※」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を変更金額とします。

※変動後と変動前の賃金水準（最低賃金又は労務単価）の差額を変動前の賃金水準で除したもの



※契約変更にあたっては、スライド協議の請求が必要です。請求書は、履行開始日から11か月経過後（2回目以降は前回基準日から11か月経過後）以降に提出してください。

裏面あり

5 導入時期

本改正後の様式等は、令和6年4月1日から履行期間が始まる契約から適用し、令和6年3月31日以前に履行期間が始まる契約については、従前のおりとします。

6 その他

変更契約の手続きの詳細については、別添の「複数年にわたる業務委託へのスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）の適用の手引き」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

上下水道局経営本部総務部契約監理課

TEL：052-972-3624

**複数年にわたる委託契約へのスライド条項
(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更) の適用の手引き**

本手引きは、複数年にわたる委託契約へのスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）の適用について、賃金水準の変動による契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や名古屋市上下水道局（以下「局」といいます。）及び受注者間における協議の進め方等について、受注者の方向けに整理したものです。

1 適用対象契約等

適用対象契約	複数年にわたる委託契約で、直接人件費の割合が高い、名古屋市競争入札参加資格における申請業種のうち、次の5業種に該当する契約（入札・随意契約どちらも対象とする。） ただし、基準日以降、残りの履行期間が2か月以上ある契約に限る（基準日及び残りの履行期間の定義は下記4で定めるとおり）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物清掃 ・ 警備（機械警備を除く。） ・ 事務関連 ・ 給食 ・ 施設の運営・管理 	
契約金額の変更方法	対象	履行開始日から12か月経過した基準日以降の残委託業務量に対する直接人件費
	請求者の負担	残契約金額の100分の1（1.0%）

**※対象となる契約は、
入札公告等に対象契約
であることを明記しま
す（下記2参照）。**

2 入札公告等における明示方法

制度の対象となる契約は、入札公告・指名通知・企画競争実施公告・見積依頼等（以下「入札公告等」という。）の際に、次の①～④の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法を明示します。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- ①入札公告等に「本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。」といった文言を記載
- ②入札公告等に「入札にあたっての注意事項」（別紙1）を添付
- ③仕様書に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」（別紙2。以下「スライド特記仕様書」という。）を添付
※このスライド特記仕様書により、スライド額の算出方法、どのような基準（連動する賃金指標等）で契約変更を行うかを入札（見積）条件として明示します（下記4参照）。
- ④契約書案に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙3。以下「スライド条項」という。）を添付

3 契約締結時の注意点

契約締結の際には、契約書に「スライド条項」を添付します。

4 スライド額の算出方法

算出方法は下表（１）～（３）のうち、スライド特記仕様書において局が指定する方法です。

最低賃金等に一定以上の変動がみられ、履行開始日から 12 か月経過した日以降を**基準日**とし、未履行分の契約金額のうち「直接人件費」に相当する額に、履行開始日時点と基準日時点の賃金水準を比較した「賃金水準変動率※」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします（算出方法（１）、（２）の場合のみ。算出方法（３）の場合はP.3のとおり。）。

適用する算出方法は、案件ごとにスライド特記仕様書において下表のとおり明示し（別添「スライド特記仕様書記載例」参照）、入札公告後に変更することはできません。

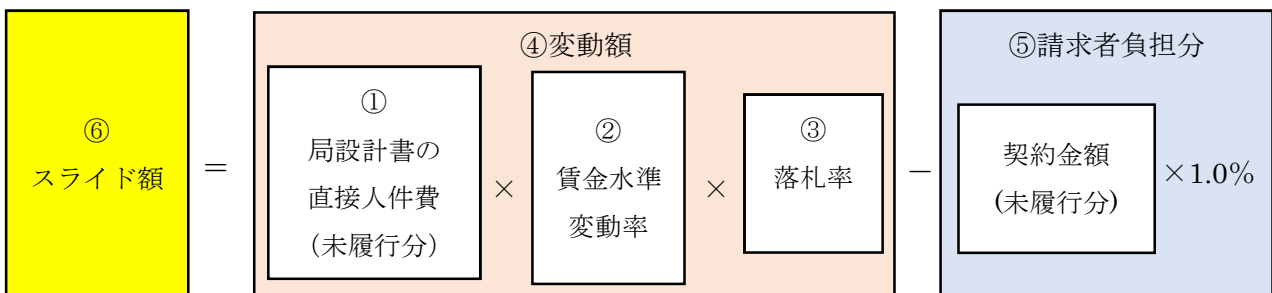
※変動後と変動前の賃金水準（最低賃金又は労務単価）の差額を変動前の賃金水準で除したもの

算出方法	スライド特記仕様書	
	賃金水準	変更金額算出方法
（１）局設計書による算出	愛知県最低賃金	局設計書による算出
（２）受注者から提出される「設計図書に基づく内訳書」による算出	愛知県最低賃金	受注者から提出された内訳書による算出（ただし、受注者の内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とする。）
（３）局設計書かつ最低賃金以外の単価（労務単価等）による算出	労務単価 (該当労務単価：○○)	局設計書による算出

（１）局設計書による算出

局は、「①局設計書の直接人件費（未履行分）」に「②賃金水準変動率」を乗じた額に「③落札率（随意契約の場合は契約率）」を乗じて「④変動額」を算出します。

「④変動額」から「⑤請求者負担分（＝契約金額（未履行分）に 1.0%を乗じた額）」を控除した金額を「⑥スライド額」とします。

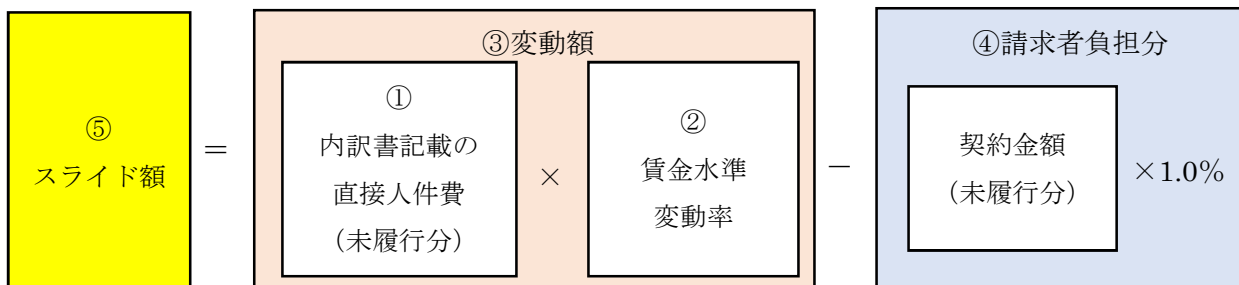


(2) 受注者から提出される「設計図書に基づく内訳書」による算出

契約締結時に受注者から内訳書を提出いただき、当該内訳書を基に変動額を算出します。

局は、「①契約締結時に提出された内訳書記載の直接人件費（未履行分）」に「②賃金水準変動率」を乗じた額の範囲内で「③局承認額＝変動額」を決定します。

「③変動額」から「④請求者負担分」を控除した金額を「⑤スライド額」とします。

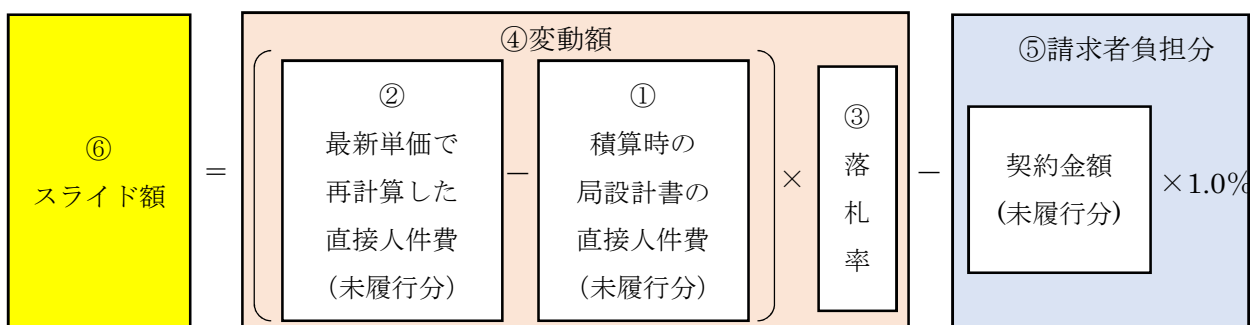


(3) 局設計書かつ最低賃金以外の単価（労務単価等）による算出

最低賃金の変動率ではなく、積算時の労務単価等を基準日時点の最新単価に置き換える方法により、変動額を算出します。

局は、「①局設計書の直接人件費（未履行分）」と「②局設計書において、変動後（＝基準日）の人件費単価に置き換えて再計算した直接人件費（未履行分）」との差額に、「③落札率」を乗じて「④変動額」を算出します。

「④変動額」から「⑤請求者負担分」を控除した金額を「⑥スライド額」とします。



(4) スライド額算出にあたっての留意事項

- ・スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記と同様に行い、その場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・基準日は、履行開始日より12月経過した日を基本とします。
- ・消費税及び地方消費税の相当額の計算時に生じた1円未満の端数については切り捨て処理を行い、落札率及び賃金水準変動率の計算時には小数点以下第8位を四捨五入し、それ以外（変動額、請求者負担分等）の計算時に生じた1円未満の端数については四捨五入処理をします。

【例】落札率：0.90123456… ⇒ 0.9012346（※小数点以下第8位を四捨五入）

賃金水準変動率：0.02987654… ⇒ 0.0298765（※小数点以下第8位を四捨五入）

変動額：123,000.4…円 ⇒ 123,000円（※1円未満を四捨五入）

5 スライド額の協議（別添「スライド協議フロー図」参照）

（1）事前打合せ【局及び受注者】

対象契約について、スライド協議の請求可能日の1か月前（履行開始日から11か月経過後）を目途に、局と受注者で事前打ち合わせを行い、事前に試算したスライド額や今後の手続きの進め方をご確認いただき、（2）以降の手続きに係る準備を進めていただくようお願いします。

（2）スライド協議の請求【受注者】

スライド協議の請求は、履行開始日から11か月（2回目以降は前回スライド基準日から11か月、以下同じ。）経過後から可能です。請求可能日になりましたら、できるだけ早くスライド協議の請求書（様式1-1）をご提出ください。また、契約金額の変更を希望しない場合も、様式1にその旨を記載して、提出をお願いします。

なお、請求に際しては、**残りの履行期間**（基準日以降の履行期間）が基準日から2か月以上あることが必要です（下記【例】参照）。

【例】履行期間：令和6年4月1日から令和9年4月30日まで（37か月）の場合



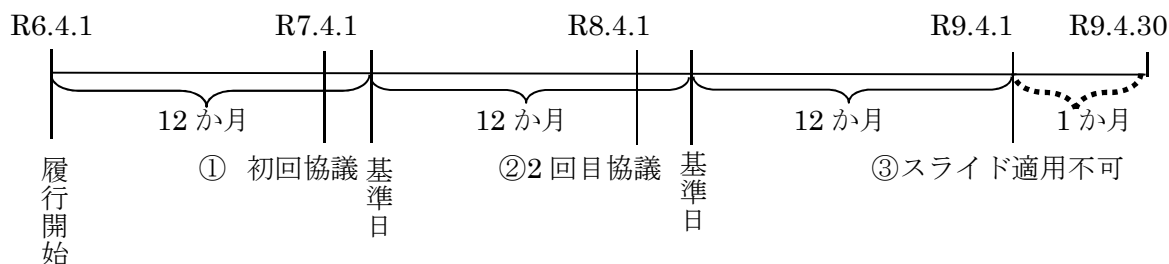
① 初回スライド協議

原則として令和7年4月1日を基準日とし、基準日前月～基準日月までに協議開始を行う。

② 2回目のスライド協議

原則として令和8年4月1日を基準日とし、基準日前月～基準日月までに協議開始を行う。

③ 3回目のスライド協議は、令和5年4月1日以降の残りの履行期間が2か月未満であるため、スライド条項を適用することはできない。



（3）局からの請求【局】

局からのスライド協議の請求は（様式1-2）により行います。受注者が内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日後（休日を含む。）の日とする）までに承諾書（様式3）の提出してください。

（4）スライド額の算出【局】

局は、スライド特記仕様書で明示した算出方法にて、スライド額を算出します。

(5) スライド額の協議【局及び受注者】

算出したスライド額について、局と受注者で書面（様式2※）により協議を行います。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日後（休日を含む。）の日）までに承諾書（様式3）を提出してください。回答期日までに承諾をいただけない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、局から受注者に対し、書面（様式4）によりスライド額を通知します。

※スライド額を算出した結果、スライド額が請求者負担分を超えない場合は、「スライド額=0円」として、（様式5）により協議を行います。この場合、変更契約は行いません。

次回以降の再スライドについても、上記と同様に取り扱うものとします。

6 契約変更

局と受注者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

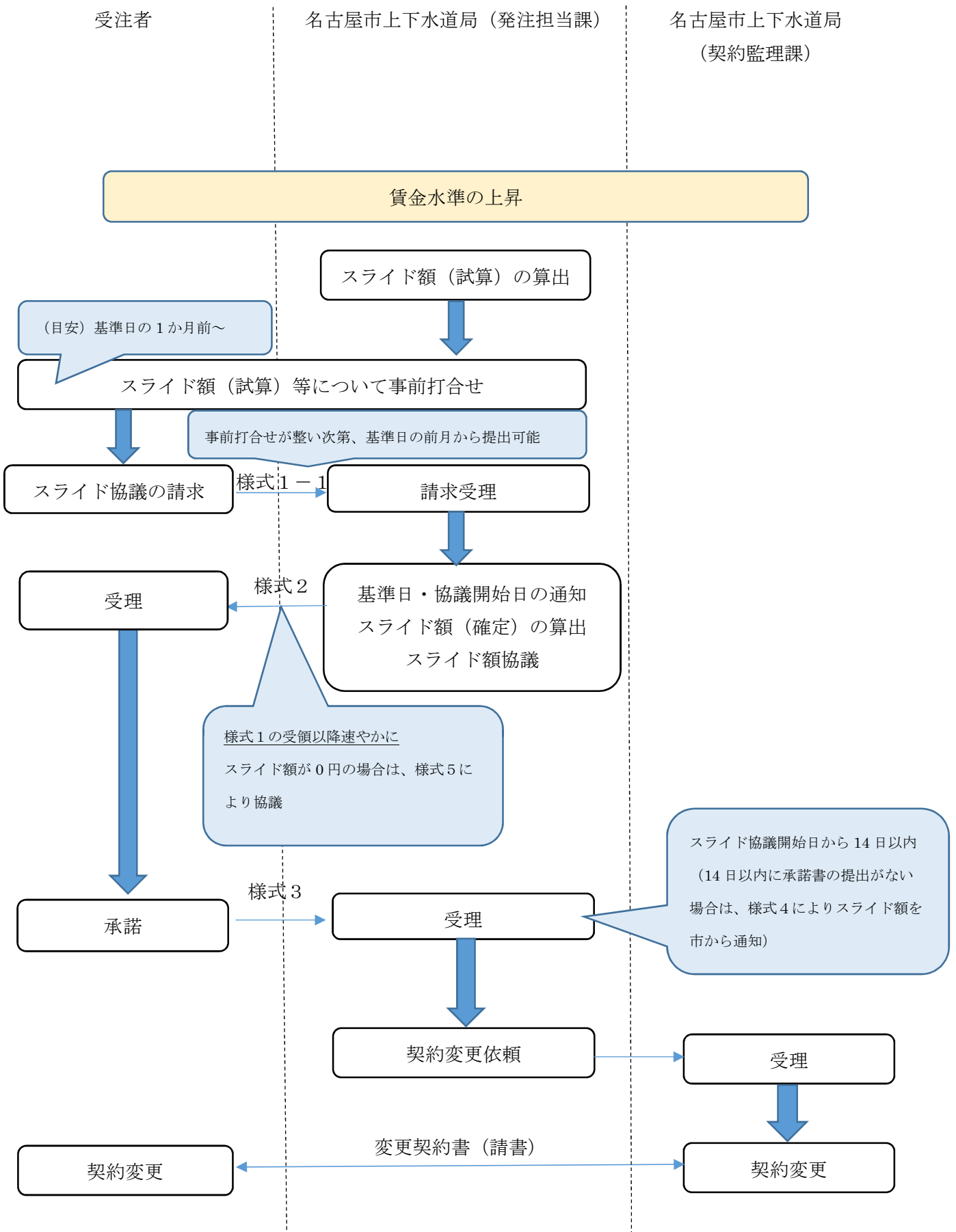
契約変更の際、「労働者への適切な賃金水準の確保について」（別紙4）をお渡ししますので、本制度の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金の引上げ等について適切に対応していただきますようお願いいたします。

7 契約保証金、延滞金及び違約金

本制度の適用により契約金額を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとします。

- ・ 契約保証金については、本制度の適用により契約金額を変更した場合であっても、増加額分を増徴しないものとします。
- ・ 延滞金及び違約金については、契約金額を基に算出するため、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額を基に算出します。

【参考】スライド協議～契約変更フロー図



入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項 第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

※本制度の詳細については、当局HP

[\(\(https://www.water.city.nagoya.jp/category/nyuusatsu_oshirase/index.html\)](https://www.water.city.nagoya.jp/category/nyuusatsu_oshirase/index.html)

⇒「入札・契約にかかる重要なお知らせ」⇒「複数年にわたる業務委託へのスライド条項の適用について」をご覧ください。

契約変更にあたっては、発注者と受注者で変更金額等について協議を行いますので、様式1-1を提出してください。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項 第1条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、残委託業務量に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受注者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、(例：業務管理費)として計上し、変動の対象とはならない。

- 2 本委託業務における賃金水準は、次のものをいう。

- 愛知県最低賃金（以下「最低賃金」という。）
 労務単価（該当労務単価：_____）

- 3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

- 当局設計書による算出

- ・変動前の賃金水準をもととした「当局設計書の直接人件費（未履行分）」に「賃金水準変動率（変動後と変動前の賃金水準の差額を変動前の賃金水準で除したものの）」及び「落札率（随意契約の場合は契約率）」を乗じて「変動額」を算出し、「変動額」から「請求者負担分（※契約金額（未履行分）に1.0%を乗じた額）」を控除した金額を「スライド額」とする。ただし、「請求者負担分」が「変動額」を上回った場合、「スライド額」は0円とする。

- 受注者から提出された内訳書による算出

（ただし、受注者の内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の賃金水準と、変更請求時の賃金水準を比較した変動率を乗じた値を上限とする。）

- ・変動前の賃金水準をもととした「契約締結時に提出された内訳書記載の直接人件費（未履行分）」に「賃金水準変動率（変動後と変動前の賃金水準の差額を変動前の賃金水準で除したものの）」を乗じた額の範囲内で「当局承認額＝変動額」を決定し、「変動額」から「請求者負担分（※契約金額（未履行分）に1.0%を乗じた額）」を控除した金額を「スライド額」とする。ただし、「請求者負担分」が「変動額」を上回った場合、「スライド額」は0円とする。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 **発注者**又は**受注者**は、履行期間内で履行開始日以降に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。当該請求は、基準日（履行開始日から12月を経過した日以降かつ、残りの履行期間が2月以上ある日に限る。）が属する月の前月から基準日の属する月までに行うことができる。
- 2 **発注者**又は**受注者**は、前項の規定による請求があったときは、変動前残**委託代金額**（基準日における契約金額の総額から基準日の前日までの出来形部分に相応する委託代金額を控除した額であり、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。）と変動後残**委託代金額**（変動後の賃金を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前残**委託代金額**の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、委託代金額の変更に係る算出方法は、別紙「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。
- 3 変動前残**委託代金額**及び変動後残**委託代金額**は、基準日をもとに、賃金水準の変動率等に基づき**発注者**と**受注者**とが協議して定める。ただし、協議開始日（「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」を通知した日）から14日以内に協議が整わない場合にあつては、**発注者**が定め、**受注者**に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。

受注者各位

名古屋市上下水道局

労働者への適切な賃金水準の確保について

名古屋市においては、複数年にわたる業務委託の一部について、最低賃金等に一定以上の上昇がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入しております。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、下記について適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1. 労働者への賃金の引き上げ
2. 発注者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合は、再委託先の事業者において「1」を行うために必要な額による再委託に関する契約の締結並びに労働者への適切な水準の賃金の支払を再委託先の事業者に対し要請する等の特段の配慮

[受注者からの請求]

(様式 1 - 1)

提出日 年 月 日

名古屋市上下水道局長

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定による契約金額の変更について

標記の件について、次のとおり申し出ます。

委託名	
契約金額	円
契約日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

契約金額の変更	希望する / 希望しない
希望基準日	年 月 日

- ・ 希望基準日は、日本国内における賃金水準の変動があり、履行期間内かつ履行開始日から 12 か月を経過した日（2 回目以降は前回の基準日から 12 か月経過した日）を記入してください。
- ・ ただし、希望基準日以降の残りの履行期間が 2 か月以上あることが必要です。
- ・ 契約金額の変更を希望しない場合は、希望基準日の記載は不要です。

[当局からの請求]

(様式 1 - 2)

協議開始日 年 月 日

(受注者) 様

名古屋市上下水道局長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 2 項及び第 3 項の規定によるスライド額について (協議)

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定による契約金額の変更について、以下のとおり協議を申し出ます。また、同規定により基準日を定め、変動前残委託代金額、変動後残委託代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議を開始します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託名	
契約金額	円
契約日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

基準日	年 月 日
変動前残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	年 月履行分から
回答期日	年 月 日

(様式2)

協議開始日 年 月 日

(受注者) 様

名古屋市上下水道局長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定により基準日を定め、変動前残委託代金額、変動後残委託代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議を開始します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託名	
基準日	年 月 日
変動前残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	年 月履行分から
回答期日	年 月 日

(様式3)

年 月 日

名古屋市上下水道局長

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

承 諾 書

年 月 日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」により協議があったスライド額については、次のとおり承諾します。

委託名	
変動前残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(様式4)

年 月 日

(受注者) 様

名古屋市上下水道局長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額 (通知)

年 月 日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について(協議)」によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、スライド賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委託名	
変動前残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変更後委託代金額の適用日	年 月履行分から

(様式5)

協議開始日 年 月 日

(受注者) 様

名古屋市上下水道局長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定により、次のとおり協議を開始します。

委託名	
スライド額	0円
理由	スライド額が対象契約金額の100分の1を超えないため。

[受注者からの請求]

履行開始日又は前回スライド基準日から
11 か月経過後に提出してください。

【記載例】(様式1-1)

令和〇年〇月〇日

名古屋市上下水道局長

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

契約者の記名をお願いします。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について

標記の件について、次のとおり申し出ます。

委託名	〇〇〇〇業務委託
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
契約日	令和〇年〇月〇日
履行期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
契約金額の変更	<input checked="" type="radio"/> 希望する / <input type="radio"/> 希望しない
希望基準日	令和〇年〇月〇日

契約書の記載内容を
記入してください。

現在の契約金額を記
入してください。

該当する方を○で囲ん
でください。

原則 12 か月経過した日
を記入してください。

・希望基準日は、日本国内における賃金水準の変動があり、履行期間内かつ履行開始日から12か月を経過した日(2回目以降は前回の基準日から12か月経過した日)を記入してください。

ただし、希望基準日以降の残りの履行期間が2か月以上あることが必要です。

・契約金額の変更を希望しない場合は、希望基準日及び変更請求概算額の記載は不要です。

[当局からの請求]

(様式1-2)

協議開始日 年 月 日

(受注者)

様

本市から請求をする場合、
市側で作成し、受注者の方へお渡します。

名古屋市上下水道局長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について、以下のとおり協議を申し出ます。また、同規定により基準日を定め、変動前残委託代金額、変動後残委託代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議を開始します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託名	〇〇〇〇業務委託
契約金額	年額〇〇〇〇〇〇円
契約日	令和〇年〇月〇日
履行期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

基準日	令和〇年〇月〇日
変動前残委託代金額	年額〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇円)
変動後残委託代金額	年額〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇円)
スライド額	年額〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇円)
契約変更予定時期	令和〇年〇月履行分から
回答期日	令和〇年〇月〇日

(様式 2)

局側で作成し、受注者の方へお渡しします。

協議開始日 令和〇年〇月〇日

(受注者) 〇〇〇〇 様

名古屋市上下水道局長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 2 項及び第 3 項の規定によるスライド額について (協議)

令和〇年〇月〇日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定により基準日を定め、変動前残委託代金額、変動後残委託代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議を開始します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託名	〇〇〇〇業務委託
基準日	令和〇年〇月〇日
変動前残委託代金額	年額〇〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇円)
変動後残委託代金額	年額〇〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇円)
スライド額	年額〇〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇円)
契約変更予定時期	令和〇年〇月履行分から
回答期日	令和〇年〇月〇日

この部分の内容を、様式 3 に記入してください。

協議開始日から 14 日後 (休日含む。) の日とします。

様式2記載の回答期日（協議開始日から14日後）
までに承諾書の提出をお願いします。

【記載例】（様式3）
令和〇年〇月〇日

名古屋市上下水道局長

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名

契約者の記名をお願いします。

承諾書

令和〇年〇月〇日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」により協議があったスライド額については、次のとおり承諾します。

委託名	〇〇〇〇業務委託
変動前残委託代金額	年額〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇円)
変動後残委託第金額	年額〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇円)
スライド額	年額〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇〇円)

様式2の記載内容を記入してください。

(回答期日までに承諾書の提出がなかった場合)
局側で作成し、受注者の方へお渡します。

(様式4)
令和〇年〇月〇日

(受注者) ○○○○ 様

名古屋市上下水道局長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額 (通知)

令和〇年〇月〇日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について (協議)」によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、令和〇年〇月〇日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、スライド賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委託名	○○○○業務委託
変動前残委託代金額	年額○○○○○○円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ○○円)
変動後残委託代金額	年額○○○○○○円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ○○円)
スライド額	年額○○○○○○円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ○○円)
変更後委託代金額の適用日	年 月 履行分から

(変動額が請求者負担分の範囲内であった場合)
局側で作成し、受注者の方へお渡しします。

(様式5)
令和〇年〇月〇日

(受注者) ○○○○ 様

名古屋市上下水道局長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

令和〇年〇月〇日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定により、次のとおり協議を開始します。

委託名	○○○○業務委託
スライド額	0円
理由	スライド額が対象契約金額の100分の1を超えないため。